

平成 18 年 11 月 30 日

全国規模の規制改革・民間開放要望（あじさい月間）への取組について

1. 全国規模の規制改革・民間開放要望の受付け状況と対応方針

平成 18 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間、構造改革特区（第 9 次提案）及び地域再生（第 4 次提案）とあわせ、全国で実施すべき規制改革・民間開放に関する要望を受付。

<全国規模の規制改革・民間開放要望として、476 項目（重複を除く）の要望提出あり。この中には、事実誤認と考えられるもの、単に税財政措置を求める内容と考えられるもの等、検討対象とならないものが 15 項目含まれており、これらを除いた規制改革・民間開放要望数は 461 項目>

平成 18 年 11 月 30 日(木) 規制改革・民間開放推進本部決定。

2. 実現する規制改革・民間開放要望の主な事項

推進本部決定となる事項

15 項目

〔遅くとも平成 19 年度までに具体的措置を実施する予定のもの〕

（参考）

- ・上記の推進本部決定事項の他、既に 3 か年計画において措置が明示されているもの、現行制度下で対応可能なもの等、要望を満たしていると考えられる事項が 82 項目
- ・その他、「平成 19 年度までに実施する」との結論までには至らなかったものの、今後検討を行うこととされた事項（124 項目）や規制改革・民間開放推進会議にて調査審議を行う予定の事項がある。

< 推進本部決定となる代表的な例 >

(1) 労働・福祉関係

国家公務員における育児休業取得方法の柔軟化

- ・ 国家公務員を対象に、育児のための短時間勤務制を導入する。地方公務員については、国の動向も踏まえて対応について検討する。

労働安全衛生法（第 88 条第 1 項）で届出が必要とされている建設物・機械等の範囲の明確化

- ・ 事業者が一定規模以上の事業所において建設物や機械の設置・移転・改造等を行う場合、労働安全衛生法で届出が必要とされているが、その範囲について労働基準監督署で解釈・運用が統一されていないため、届出範囲に係る内容を再度明確化する。

(2) IT 関係

I P マルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いの明確化

- ・ I P マルチキャストによる地上波放送等の同時再送信について、著作権法上、有線放送と同様の扱いとする。（権利者の許諾を求める範囲が有線放送と同様になることにより、インターネットを通じた番組提供の円滑化が図られ、難視聴地域等の視聴者も番組にアクセスできる環境が整備される。）

(3) 金融関係

中小企業等協同組合の共済商品の信用組合窓口での取扱いの容認

- ・ 契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として主務省令に定める場合には、信用組合の窓口での共済商品（火災共済、生保共済等）の取扱いを可能にする。

(4) 運輸関係

リースエンジンの航空日誌への記載方法の見直し

- ・ リースを受けている航空機用エンジンの整備記録の航空日誌（ログブック）への記載について、現在、和文に限定されているものを英文での記

載を可能とする。(これにより英文を和文に翻訳する負担が軽減)

航空機の耐空証明書発行場所の拡充

- ・現在、東京と大阪に発行場所が限定されている耐空証明書について、航空機検査官が駐在する空港(現在5空港)においても発行を可能とする方向で検討・措置する。

(5) 生活・環境関係

防爆構造規格の国際規格との整合化

- ・防爆(スパーク)防止機器に係る国内の構造規格に最新の国際規格(IEC規格<国際電気標準会議規格>)を取り入れるための措置を講じ、IEC規格に基づいて製造された防爆機器を輸入する際の検定を簡素化する。

消防法および高圧ガス保安法が重複適用される安全弁の分解検査周期の見直し

- ・高圧ガス保安法において危険物施設における安全弁の検査周期は2年であるが、消防法においては1年に1回以上とされており、整合化が図られていないため、消防庁において実態把握の上、必要な措置を講ずる。

(6) その他

通関士が他の税関管内に異動する際の手続きの簡素化

- ・複数の税関管内に営業所のある企業に属する通関士が他の営業所に異動した場合の確認手続きを簡素化する。